

加工食品の輸出強化支援事業実施要領

制定

令和2年1月31日元食産第4468号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の3の（3）の加工食品の輸出強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の9の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人
- （2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築・調査等事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築等

2の事業を実施する事業者等への説明会の開催、2の事業を実施する生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加等。

（2）加工食品中の国産原材料の使用実態調査等

輸出されている加工食品のうち年間輸出額上位品目の価格・輸出量・輸出先、使

用されている国産原材料の種類・価格、輸出量に関連する経済指標等の調査及び輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制緩和や規制に対応した商品が開発されれば輸出拡大が見込まれる食品に関する調査。

2 輸出向け商品の開発・PR等

事業実施主体は、（１）から（３）までの事業について、その要する経費を補助するものとする。

（１）輸出向け商品の開発・PR等

外食・中食事業者、食品製造事業者等が行う国産農林水産物を原料とした輸出向け加工食品の開発・PR・実証試験等や食品製造事業者等が行う輸出先国が求める商品特性等を考慮した商品・レシピの開発・PR・実証試験等。

（２）新商品の製造等に必要な機械の開発・改良等

食品製造事業者等が行う新商品の製造・貯蔵・販売（自動販売機）用機械の改良及び新たに開発した機械の導入・設置等。ただし、事業終了日までに当該機械による新商品の開発を終えること。

（３）輸出向け商品開発・製造に必要となる原料作物の生産実証等

生産者、食品製造事業者等が行う輸出向け商品の開発・製造に必要となる麦類、豆類等の原料作物について、当該作物の生産拡大に向けて実施する検討会の開催、地域の合意形成、新たな品種や栽培技術の実証及び改良の取組。

（補助対象経費）

上記１及び２については、本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む）、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PRスタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費、評価費、広報に係る経費（開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、実証に係る経費（試験販売経費、調査費、輸出先国のニーズに応じた商品の改良費、プロモーション費、研修費、原材料費、ほ場の借上げ費、機械リース代等）等

第４ 補助率

本事業の補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第５ 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和元年度とする。

第６ 採択基準等

実施要綱第４の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （１）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （２）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （３）事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが

見込まれるものであること。

(4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

(5) 事業実施主体及び本事業に参画する生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>）へ登録していること。

(6) 外食・中食事業者、食品製造事業者等が行う第3の2の(1)の事業については、安定的に国産農林水産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者(当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者をいう。以下同じ。)又は生産者団体等(以下「生産者」という。)との間で原材料の供給契約(流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。)を本事業の実施年度中に締結すること。また、協議会においては、構成員である外食・中食事業者、食品製造事業者等が生産者との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、複数の生産者との締結を基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上とし、毎年度更新することができるものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1の3の(3)の加工食品の輸出強化支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第8 事業の成果目標

1 本事業の成果目標の目標年度は、本事業実施年度の5年後とする。

2 事業実施主体は、事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、必要に応じて、国産原材料の使用量等の増加量を含めることができるものとする。

第9 事業の実施

1 事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受け

るものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

- (1) 事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等を公募により採択するものとする。

公募選考会は、第3の2の(1)の事業については、外食・中食事業者、食品製造事業者等、第3の2の(2)の事業については、食品製造事業者等、第3の2の(3)の事業については、生産者、食品製造事業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、外食・中食事業者、食品製造事業者等が行う第3の2の(1)の事業は、第6の(6)の要件に合致するかも含め審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、採択された事業計画を取りまとめ、別記様式4により、食料産業局長に報告するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体にあつては第3の1の内容の一部を、生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等にあつては第3の2の内容の一部を他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先

- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第10 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業の成果について、事業実施年度から5年間、毎年度、別記様式5による実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業者の成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

第 11 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 4 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 12 収益納付

- 1 事業実施主体又は生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、別記様式 6 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに食料産業局長に報告するものとする。ただし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 食料産業局長は、事業実施主体又は生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 13 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三

者に許諾すること。

- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第 14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 15 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

第 16 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 パスタ・菓子等の輸出強化支援事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 食産第 4404 号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の 2 に掲げる通知により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

事業内容	補助率
1 生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築・調査等 (1) 生産者、外食・中食事業者、食品製造事業者等との連携体制の構築等 (2) 加工食品中の国産原材料の使用実態調査等 2 輸出向け商品の開発・P R 等 (1) 輸出向け商品の開発・P R 等 (2) 新商品の製造等に必要となる機械の開発・改良等 (3) 輸出向け商品開発・製造に必要となる原料作物の生産実証等	定額 定額 定額 1 / 2 以内 定額

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

1 事 業 名

2 団体の名称

3 主たる事務所の所在地

4 代表者の役職名及び氏名

5 設立年月日

6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

別添

第1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1の加工食品の輸出強化支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 事業実施主体の概要

事業名	加工食品の輸出強化支援事業
-----	---------------

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番 号		F A X	
	E-mail		URL	
経 理 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番 号		F A X	
	E-mail		URL	

団体概要

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）

2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

2. 事業概要

1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(委員会等の委員構成)

※委員会等の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

2 実施方法

3 実施体制

（事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。）

4 実施スケジュール

（委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。）

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

（具体的な成果目標等の記載例）

- ・ 使用額に見合った輸出額。
- ・ 使用量に見合った国産農産物等の使用量の増加
- ・ 使用額に見合った輸出可能性のある新商品の開発・改良。
- ・ 輸出向け新商品を 5 件以上開発
- ・ 売上高経常利益率の伸び率を 3 %以上とする。
- ・ 輸出実行可能性のある 3 以上の提案。
- ・ 使用額に見合った商談成立数。

6 事業成果・効果の検証方法

別記様式 3（第 9 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業の事業実施規程の（変更）承認申請について

加工食品の輸出強化支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日付け元食産第 4468 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 1 の規定に基づき、事業実施規程の承認を申請する。

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業の事業実施計画の報告について

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日付け元食産第 4468 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 の（2）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、事業実施計画を添付すること。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業に係る事業成果の報告について

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日付け元食産第 4468 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

別 添

1 活動内容

（注）当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

（注1）事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

（注2）当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

3 評価及び要因分析

（注）成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

（注）評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

食料産業局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年度加工食品の輸出強化支援事業に係る事業収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった食品加工の輸出強化支援事業に関する令和〇年度の収益の状況について、加工食品の輸出強化支援事業実施要領（令和 2 年 1 月 31 日付け元食産第 4468 号農林水産省食料産業局長通知）第 12 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

（積算根拠）

（注）収益計算書等を添付すること。